

倉敷市立工業高等学校 いじめ問題対策基本方針														
いじめに関する現状と課題														
<p>本校ではいじめとして認知、指導する案件はほとんどない。しかし、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。表面化していないだけで、潜在化、陰湿化、匿名性が進んでいることも危惧される。いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体、学校全体で真剣に取り組む必要がある。そして、いじめ予防と早期発見、適切な対処が求められる。</p>														
いじめ問題への対策の基本的な考え方														
<p>小規模校の利点を活かし、生徒一人ひとりに目の行き届いた指導を展開し、職員全体で問題の共有を図る。携帯電話・スマートフォン等の普及並びに利用状況から、SNSの利用等についての指導を実施する。生活アンケート等で実態把握に努め、相談しやすい環境作りをする。</p> <p>〈重点となる取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒連絡会や個人面談を実施し、生徒理解の深化を図る。</li> <li>・SNSの利用状況の確認を行い、生徒の実態に合わせた情報モラル教育に取り組む。</li> <li>・アンケートの内容や実施時期等を工夫する。</li> </ul>														
<b>保護者・地域との連携</b> <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後援会総会や保護者懇談等を通じて、学校の取り組みについて説明し、意見交換等を行う。</li> <li>・学校評議員と連携し、地域の方との交流の場を設け、学校外での生徒の動向や地域の現状等の情報交換を図る。</li> <li>・学警連会議や少年補導員研修、地域補導の機会に、警察や青少年育成センター、少年補導員など関係機関と情報交換に努め、予防に努める。</li> <li>・人権相談課から保護者に、保護者の集いであるみのり会やカウンセラーなどの呼びかけを行い、緊密な連携をとる。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"><b>いじめ対策委員会</b></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(いじめ対策委員会の役割)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・基本方針に基づいて、取り組みの実施や年間計画の策定、実施、検証、改定、相談窓口、発生事案への対応 等</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(いじめ対策委員会の開催時期)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・年3回程度。(学期 1回程度)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・職員会議等で周知徹底に努める。緊急の場合は、臨時職員会議を招集。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(いじめ対策委員会の構成メンバー)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・校外…スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・校内…校長、教頭、教務課長、人権相談課長、生徒課長、養護教諭、学年主任 (該当の科長、担任)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><b>全 教 職 員</b></td></tr> </tbody> </table>	学 校	<b>いじめ対策委員会</b>	(いじめ対策委員会の役割)	・基本方針に基づいて、取り組みの実施や年間計画の策定、実施、検証、改定、相談窓口、発生事案への対応 等	(いじめ対策委員会の開催時期)	・年3回程度。(学期 1回程度)	(いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達)	・職員会議等で周知徹底に努める。緊急の場合は、臨時職員会議を招集。	(いじめ対策委員会の構成メンバー)	・校外…スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	・校内…校長、教頭、教務課長、人権相談課長、生徒課長、養護教諭、学年主任 (該当の科長、担任)	<b>全 教 職 員</b>	<b>関係機関等との連携</b> <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県教委、市教委、第三者委員会</li> </ul> <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロールによる監視、情報提供</li> <li>〈学校側の窓口〉</li> <li>・教頭、生徒課長</li> </ul> <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倉敷警察署、水島警察署、老松交番 等</li> </ul> <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯教室、薬物乱用防止教室の実施</li> <li>・SNS利用教室、人権教育 LHR の実施</li> <li>・情報交換、学警連会議の開催</li> <li>〈学校側の窓口〉</li> <li>・生徒課長</li> </ul>
学 校														
<b>いじめ対策委員会</b>														
(いじめ対策委員会の役割)														
・基本方針に基づいて、取り組みの実施や年間計画の策定、実施、検証、改定、相談窓口、発生事案への対応 等														
(いじめ対策委員会の開催時期)														
・年3回程度。(学期 1回程度)														
(いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達)														
・職員会議等で周知徹底に努める。緊急の場合は、臨時職員会議を招集。														
(いじめ対策委員会の構成メンバー)														
・校外…スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー														
・校内…校長、教頭、教務課長、人権相談課長、生徒課長、養護教諭、学年主任 (該当の科長、担任)														
<b>全 教 職 員</b>														
学 校 が 実 施 す る 取 組														
<p><b>① いじめの防止</b></p> <p>(生徒への働きかけ) 日々の活動の中で、自己肯定感や、他者や他者の個性を尊重する姿勢を尊重する学校作りを推進する。</p> <p>(教員研修) 研修会等に自主的に参加し、新しい情報や指導法の習得に努める。情報交換会などを通して、情報と問題意識の共有をする。</p> <p>(ネット教育) ネット社会に対応できる情報マナーや、ネットいじめの予防、個人情報の秘匿等について、講演会等で生徒に啓発する。</p> <p>(いじめ LHR) いじめ対策の LHR を実施し、いじめる側、いじめられる側、周りの傍観者についての理解を深める。</p>														
<p><b>② 早期発見</b></p> <p>(実態把握・家庭との連携) 生徒対象のアンケートの実施、保護者アンケートの実施、中学校訪問、保護者会等で入学後のみならず、中学校時代からの生徒の実態把握に努め、早期発見を図る。</p> <p>(相談体制の確立) 担任、人権相談課を中心に、生徒への声掛けを行い、ささいな生徒の変化であっても発見できるよう努める。必要に応じてスクールカウンセラー等との連携を図る。</p> <p>(情報共有) 職員会議、生徒連絡会等を通して、情報の共有を図り、年度を越えても利用可能な生徒の未来シートを活用する。</p>														
<p><b>③ じめの対処</b></p> <p>(いじめの有無の確認) いじめの通報があった場合や、いじめが疑われる場合には、速やかに事実確認を行う。</p> <p>(組織的対応の検討) 特定の教員で抱え込まず、問題を共有して解決にあたるため、組織として対応する。場合により市教委や第三者委員会とも連携する。</p> <p>(支援と指導) 被害生徒を守り通すことを最優先に生徒、保護者に支援を行う。被害生徒に対しては事情や心情を聴取し、状態に合わせ、継続的に必要なケアを行う。加害生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。事情や心情、人間関係などを把握し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、状況に応じた継続的な指導及び支援を行う。いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、被害生徒の意向にも配慮した上で直ちに警察に通報して、被害生徒に適切な指導・支援を行い対応する。</p>														

## 【様式2】

## 倉敷市立工業高等学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和3年度

会議、委員会等	学校が実施する取組		
	① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月 ○職員会議 基本方針・指導計画の確認 ○いじめ対策委員会 基本方針・指導計画の確認 ○生徒連絡会（第1回）	○新入生オリエンテーション ○学年集会 ○1年保護者面談	○新入生保護者アンケート ○生徒面談（担任）	○発生事案への対処（随時） ○対応手順の共通理解（職員会議） ○アンケート結果の分析、検討（担任、人権相談課、生徒課）
5月	○全校集会	○学校生活アンケート（人権相談課） ○携帯電話・スマートフォン利用アンケート ○ハイパーQUの実施	○アンケート結果の分析、検討（担任、人権相談課、生徒課）
6月 ○生徒連絡会（第2回）			
7月	○防犯教室 ○全校集会		
8月			
9月 ○生徒連絡会（第3回） ○いじめ対策委員会		○生徒面談（担任）	
10月	○全校集会 ○人権教育 LHR	○学校生活アンケート（人権相談課）	○アンケート結果の分析、検討（担任、人権相談課、生徒課）
11月	○開校記念講演会（人権相談課）	○ハイパーQUの実施	
12月 ○生徒連絡会（第4回）	○薬物乱用防止教室 ○SNS利用教室 ○全校集会		
1月 ○いじめ対策委員会 取り組みの検証と改善		○生徒面談（担任） ○学校生活アンケート（人権相談課）	○アンケート結果の分析、検討（担任、人権相談課、生徒課）
2月			
3月	○全校集会	○新入生情報収集	

## 年間を通して行う取組

- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーによる相談を随時受け付ける。
- ネットパトロール、校内・校外巡視を随時おこなう。
- HRで年1回、いじめ対策 LHRをおこなう。
- 学校生活アンケートを年間を通じて行う（1年生のみ）